

令和8年度 北遠地区4浄化センター
改築方針検討業務

特記仕様書

浜松市

共通仕様書の適用について

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）』（以下「共通仕様書」という。）とし、その後の改定を含むものとする。（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）
- 2 主任技術者又は管理技術者等の資格を証する書類（合格証、資格者証等）の写しまたは、実務経験を証明する経歴書を着手届と同時に提出すること。（共通仕様書第7条参照）
- 3 共通仕様書第1102条に規定する「管理技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務注1においては、特例措置^{注2}を適用する。

- 4 本業務の実施にあたっては、浜松市上下水道部建設工事関連業務委託契約約款第11条及び「共通仕様書」第1103条3項に規定する照査技術者を配置しなければならない。

共通仕様書第1103条に規定する「照査技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）」とは、技術士（総合技術監理部門（上下水道-下水道））又は技術士（上下水道部門-下水道）とする。また、RCCMの登録部門についても、下水道とする。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務注1においては、特例措置^{注2}を適用する。

注1：設計業務において、業務価格計が3,000千円未満の業務委託とする。ただし、業務価格計が3,000千円未満であっても、発注者が指定する設計業務では、特例措置を適用しない。

注2：「浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）」第1102条及び第1103条に規定する管理技術者及び照査技術者の資格について、条文中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務（下水道設計に限る）に関する実務経験を有する者」とする。

特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

本特記仕様書は、「令和8年度 北遠地区4浄化センター改築方針検討業務」に適用するものとし、本条件書に記載されていない事項は浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書による。

2 業務目的

浜松市の北遠地域に位置する4処理区（浦川・佐久間・城西・気田）では、浄化センターの供用開始から18年～30年経過し、設備更新など施設維持管理に要する費用が増加しており、効率的な施設運営が求められる一方で、地理的・地形的条件により施設統廃合は厳しい状況である。

また、これら4処理区では中心市街地に比べて人口減少率が大きく、近年の流入水量が低下しており、過大な施設となっている。建設当時の計画汚水量が現在は大幅に減少していることから、今後の施設改築時の機械電気設備の改築方針を検討しておく必要がある。

本業務では流入量に合わせた施設規模を把握し、今後の改築工事を進めていく方針を検討することを目的とする。

3 対象施設

名称		気田 浄化センター	浦川 浄化センター	佐久間 浄化センター	城西 浄化センター
位置		天竜区 春野町宮川	天竜区 佐久間町浦川	天竜区 佐久間町半場	天竜区 佐久間町相月
下水排除方式		分流式	分流式	分流式	分流式
処理 方式	水処理	オキシデーショ ンディッチ法	オキシデーショ ンディッチ法	オキシデーショ ンディッチ法	膜分離活性汚泥 法
	汚泥処理	濃縮-脱水-搬出	濃縮-脱水-搬出	濃縮-運搬	脱水-搬出
能力 (m^3 / 日)	計画日最大汚水量	534	284	325	535
	既設水処理能力	1,300	800	1,155	1,375
供用開始年月		平成12年11月	平成8年4月	平成14年11月	平成20年3月
焼却炉（溶融炉）の有 無		無	無	無	無
コンポスト化施設の 有無		無	無	無	無

4 提出書類

(1) 着手届の提出

共通仕様書第7条のとおりとする。

(2) 業務計画書の提出

業務を履行しようとするときは、あらかじめ従事者数、職務分担表及び工程表を含む業務計画書を委託者に提出し、委託者の承認を受けるものとする。

(3) 業務責任者の届け出

業務の履行にあたり、共通仕様書第7条第3項に記載の経歴書の添付とともに委託者に業務責任者として管理技術者及び照査技術者を届け出なければならない。

(4) 業務完了報告書の提出

業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を成果品とともに委託者に提出しなければならない。

5 業務条件

本業務は「令和7年度 浜松市公共下水道事業全体計画・事業計画見直し及び都市計画事業計画図書作成業務」で検討された計画諸元などを踏まえて業務を履行すること。このほかに「上下水道政策の基本的なあり方検討会」、「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」等で議論される国の動向を踏まえた検討を行うこと。

6 業務内容

6.1 基礎調査

次に示す資料など本業務を履行する上で必要な資料を収集整理するほか、必要に応じて現地にて運転状況等を確認する。

【提供資料】

- ・ 汚水処理施設整備構想
- ・ 全体計画・事業計画、アセットマネジメント計画
- ・ 経営戦略
- ・ スtockマネジメント計画 等

6.2 将来の流入水量予測

行政区別の将来人口推計などを踏まえて、中長期的な視点（50年間）で、処理区別計画人口や流入水量を予測する。検討にあたっては「5 業務条件」に示した内容に留意すること。

6.3 施設規模のダウンサイジングの検討

- (1) 流入水量予測結果やストックマネジメント計画に基づく設備更新計画などを踏まえて、将来必要となる施設規模を検討する。標準耐用年数等を踏まえて、施設規模のダウンサイジングが可能となる時期等を検討する。検討にあたっては実現性のある設備配置を考慮するとともに、現在の設備の劣化状況も留意する。
- (2) 流入水量予測結果を踏まえて、将来の下水道使用料収入や維持管理費、資本費の見通しを予測し整理する。合わせて既整備区域の見直しによる流入水量低減案を作成し、費用と流量の観点からダウンサイジング早期実施の可能性を検討する。また、個別処理（浄化槽）に切り替えた場合の集合処理との費用比較を実施する。

6.4 報告書の作成

検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。併せてA3版で数枚程度の概要版を作成する。報告書ではダウンサイジングに向けた設備の改築手法および改築工事を実施すべきタイミン

グの整理を行うこと。

7 設計協議

本業務における打ち合わせ協議については、3回程度を行うものとする。

初回(1回)：作業着手前

中間(1回)：諸元の設定時、施設規模の検討時、設備改築の検討時

最終(1回)：報告書とりまとめ時

8 照査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りが無いように努めること。

9 成果品

本業務の成果品と提出部数は下記のとおりとする。成果品の詳細については、別途協議を行い、調整を図ること。

・ 報告書	A 4 版・ 2 部
・ 報告書概要版説明資料	A 3 版・ 2 部
・ 打合せ議事録	A 4 版・ 2 部
・ 上記図書の電子データ	CD-R 又は DVD-R・ 一式
・ その他参考資料	資料一式